

芳野市民農園使用者心得

この農園を使用するにあたり、みなさんが快くご使用いただけるように次の事柄をお守りください。

- 1 駐車場、農機具、水道、トイレの使用時間は、午前8時30分から午後5時までとします。但し、農作業については、日の出から日没まで行うこともできます。
- 2 農園で栽培できる作物は、「野菜」及び「草花」に限ります。
- 3 使用者は、使用期間内に収穫できるよう計画的に栽培してください。
- 4 低農薬栽培、有機肥料栽培を心掛けてください。
- 5 農園は、常に他の使用者の迷惑とならないよう適正管理、適正使用してください。1ヶ月以上耕作しない場合は、使用の許可を取り消すことがあります。
- 6 農園内に許可なく施設または工作物を設置することはできません。
- 7 農園を他の者に譲渡したり、貸したり、営業のために使用することはできません。
- 8 肩野菜置場に出せるごみは、畑から出る野菜ごみと雑草ごみに限ります。搬出にあたっては泥を落としてからレジ袋などに入れ、肩野菜置場に置いてください。
- 9 外部から持ち込んだごみ類(カン・BIN・ビニール類・吸殻)は全て持ち帰ってください。
- 10 病害虫が発生した場合は、隣接の農園に広がらないように速やかに防除してください。なお防除にあたっては、隣接の作物に支障が無いように作業してください。
- 11 耕作に要する種苗及び肥料等については、使用者負担でお願いします。
- 12 貸出し農機具については、貸出し簿に必要事項を記載のうえご使用ください。使用後は「土」を落としてから水洗いし、所定の場所に戻してください。
- 13 使用期間満了又は解約等の場合は、使用者の責任で農園を原状に復してください。
- 14 使用期間は、原則1年間とします。但し、使用状況に応じては最長2年間の更新ができます。
- 15 使用者は、自己の責に帰すべき事由によって、農園の施設をき損したときは、その損害を補償しなければなりません。
- 16 使用者間でのトラブルはすべて自己責任とし、責任が負えない場合は使用の許可を取り消すことがあります。
- 17 使用者は、農園の使用に伴う地上権、耕作権の権利は有しません。
- 18 天災、盗難及び病害虫等による耕作物その他の損害については、補償いたしません。
- 19 路上駐車は絶対しないでください。
- 20 その他農園使用に際しては、市の指示に従ってください。